

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新居浜市

2 構造改革特別区域の名称

新居浜市認知症高齢者安心お泊まり特区

3 構造改革特別区域の範囲

新居浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 新居浜市の今までの施策・取組み

新居浜市では、平成15年3月に策定した「新居浜市高齢者保健福祉計画2003」の基本的理念である「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」実現のために、「介護予防と生きがいつくりの推進」を目標の一つに掲げ、認知症高齢者対策に取り組んできた。

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加と、その介護者の負担増は深刻な問題であるため、保健師を中心とした訪問指導や電話相談などにより認知症高齢者の早期発見・予防に努めるとともに、市内18の小中学校校区ごとに、「アクティビティ・認知症予防教室」を開催し、認知症予防に関する知識や情報を提供してきた。このほか、市民ボランティアによる読み聞かせサービスや懐メロなどの器楽演奏なども行われており、認知症予防に成果をあげている。

(2) 新居浜市の地域の特性、特区認定を受ける必要性

平成17年3月末の新居浜市の人口は126,708人で、そのうち高齢者人口(65歳以上の人)は30,063人である。高齢化率は23.7%、要介護認定者数は6,205人で、高齢者人口、要介護認定者数とも年々増加の一途をたどっている。

要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度以上の者は約3千人で、このうち約2千人が在宅生活者である。市内に短期入所生活介護事業所は8か所108床あるが、常時利用者の固定化により、緊急的な対応が困難な場合が多く、在宅で暮らす認知症高齢者の緊急時の受入れ施設の整備が急務となっている。

認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)の整備については、民間事業者の協力のもと積極的に整備を行っており、平成17年9月6日現在で13事業所、208床整備しており、グル

ープホームの整備率(高齢者人口千人当たり定員数)は全国平均の3.8人に対して6.9人と、全国平均を大きく上回っている。

そこで、グループホームの新しい活用方法として、あらかじめ利用期間を定めてグループホームを利用(短期利用)できるようにすることは、認知症高齢者の在宅生活の継続に資するための環境整備として必要と考える。今回のグループホームの短期利用事業については、市内の13のグループホームのうち12のグループホーム(22ユニット・199床)が事業の趣旨に賛同し事業実施を予定しており、理論上は同時に22人の短期利用者の受入れが可能である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 認知症高齢者の臨時緊急ニーズに対する受け皿としての意義

在宅認知症高齢者の介護者が、急用・急病等により介護できない場合の受け皿としての機能を果たすことで、在宅生活を続けたい認知症高齢者とその家族の支えとなる。

(2) 体験的利用による入居後のリロケーションダメージの緩和

認知症高齢者は、環境の変化に適応することが難しいといわれており、正式にグループホームへ入居する前に、体験的に短期利用を行うことで、なじみの環境を構築し、移り住みの害(リロケーションダメージ)を緩和することができる。

(3) 入院時の退去リスクを減らす効果

グループホームは、小規模であるために入居者の欠員が出ると、事業者にとっては、その分の収入(介護報酬)がなくなり経営的に苦しくなる。そのため入居者が入院した場合は退去扱いとして、新規入居者を受入れる取扱いをせざるを得ない状況にある。短期利用が認められることにより、入院してもその間短期利用者の受入れが可能となり、事業者にとっては入居者の入院中も収入を確保でき、入院した入居者も退去リスクが回避され、退院後はなじみの環境のグループホームに戻ることができる。

(4) 地域密着型サービスとしての意義

グループホームには、通所介護(デイサービス)事業所を併設している所が多く、デイサービスの利用者がなじみの環境である併設グループホームの短期利用を活用することが考えられる。これは、介護保険制度の改正により創設される小規模多機能型居宅介護の利用形態と近似しており、地域密着型サービスの普及につながるものと思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

新居浜市では平成15年3月、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に「新居浜市高齢者保健福祉計画2003」を策定し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立的生活ができるよう、市民・行政・民間事業者等が連携・協力して、介護サービスを含む保険福祉サービスの更なる充実を図っている。

グループホームの短期利用の実施は、認知症に対応したサービスの選択肢を増やすとともに、認知症高齢者に対する新しいケア方法を形成することになり、認知症高齢者がいつまでも住み慣れた地域や家庭で安心して自立して暮らしていける環境づくりに寄与する。

また、新居浜市におけるグループホームの短期利用の実施により、認知症ケアに対する有効性が実証されれば、他市町村への事業の波及が考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グループホームが短期利用できる場となることで、より地域に密着したサービスの拠点となり、高齢者にとって住みやすい地域の形成が実現するほか、定期的に入退去が行われることで、よりいっそう、家族や地域住民との交流の進展が期待できる。

また、市内の短期入所生活介護事業所は、常時利用者の固定化により、緊急的な受入れが困難な場合が多く、グループホームの短期利用が可能になれば、認知症高齢者の在宅介護における不安の緩和や、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けることのできる地域ケアシステムの実現につながるものと思われる。

そのほか、グループホームの短期入所者専用居室の増改築を行う事業所もあることから、地元経済の活性化も期待できる。

8 特定事業の名称

認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・在宅認知症高齢者への訪問指導・電話相談の受付

保健センターの保健師、看護師、歯科衛生士等が在宅認知症高齢者宅を訪問し、助言・指導・健康チェックなどを行うほか、随時介護方法などについて介護者からの電話相談に応じている。

- ・ アクティビティ・認知症予防教室の開催

認知症についての正しい知識を身につけてもらうことを目的とし、保健師等による講義や、在宅介護支援センター職員による予防体操、健康チェック、レクリエーション等を行っている。

- ・ ボランティアによる読み聞かせサービス

傾聴ボランティアサークル会員が、生きがいづくりや心のケアを目的に、一人暮らしや施設入所の高齢者にマンツーマンで昔懐かしい物語などの読み聞かせサービスを行っている。

別紙

1 特定事業の名称

932

認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新居浜市内の認知症高齢者グループホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特区内の認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて、1ユニットにつき1人の短期利用者を受け入れる。ただし、連続して30日を超えての利用はできない。

(1) 特例措置の適用を受ける事を想定している事業所

| | グループホームの名称 | 住所 |
|----|------------|-------------------|
| 1 | 香り草 | 新居浜市新田町二丁目8番24号 |
| 2 | むつみの家 | 新居浜市中萩町9番52号 |
| 3 | 夕日館 | 新居浜市萩生2720番地の1 |
| 4 | おてだま | 新居浜市若水町一丁目9番13号 |
| 5 | 上の茶屋 | 新居浜市西の土居町二丁目8番15号 |
| 6 | 桜 | 新居浜市船木甲3656番地の8 |
| 7 | 下の茶屋 | 新居浜市西の土居町二丁目8番23号 |
| 8 | しおさい | 新居浜市阿島甲1015番地の349 |
| 9 | おくじま | 新居浜市北新町12番51号 |
| 10 | まごころケア | 新居浜市大生院154番との3 |
| 11 | とらや | 新居浜市若水町二丁目7番4号 |
| 12 | 微笑の家 | 新居浜市船木甲581番地の2 |

(2) 特定事業を実施する区域

新居浜市の全域

(3) 事業期間

認定の日から継続的に実施

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象は、新居浜市の介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日につき所定単位数を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分（介護保険法第 43 条第 1 項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。）及び同条第 4 項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第 2 項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第 5 項に規定する居宅サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第 46 条に規定する指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該居宅介護支援に係る居宅サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたときを居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

(2) 特定事業の運営について

1 の共同生活住居における短期利用者（あらかじめ利用期間（退所日）を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。）は、1 とすること。

あらかじめ定める利用期間は 30 日以内とすること。

短期利用者は要介護 1 以上の要介護者であって、認知症である者に限ること。

1 の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め 5 人以上 9 人以下であること。

短期利用者は空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、いずれの場合においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定基準」という。）を満たしていること。

職員の人員配置等についても、指定基準を満たしていること。

家賃及び光熱水費等については、所定の月額を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。